

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	
	(初任給及び昇格昇給の基準)
第4条 (略)	
2から7まで (略)	
8	<u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u> は、その者に適用される給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
第4条の2	<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u> は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
	(通勤手当)
第10条 (略)	
2	通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

改正後	説明
<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>条の削除</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p>	<p>字句の改正</p>

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

(超過勤務手当)

第13条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3及び4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第7条から第9条まで及び第10条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、次項及び第4項に規定する期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級以下である職員（ <u>再任用職員</u> を除く。）	100分の120	100分の120

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

(超過勤務手当)

第13条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3及び4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第4条第2項から第7項まで、第7条から第9条まで及び第10条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、次項及び第4項に規定する期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級以下である職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）	100分の120	100分の120

字句の改正

字句の追加
字句の改正

字句の改正

給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（ <u>再任用職員</u> を除く。）	100分の90	100分の90
<u>再任用職員</u>	100分の67.5	100分の67.5

3及び4 （略）

（勤勉手当）

第23条の2 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5（別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあっては、100分の132.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3及び4 （略）

附 則

1から5まで （略）

給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）	100分の90	100分の90
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	100分の67.5	100分の67.5

字句の改正

字句の改正

3 及び 4 （略）

（勤勉手当）

第23条の2 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

字句の改正

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5（別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあつては、100分の132.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

字句の改正

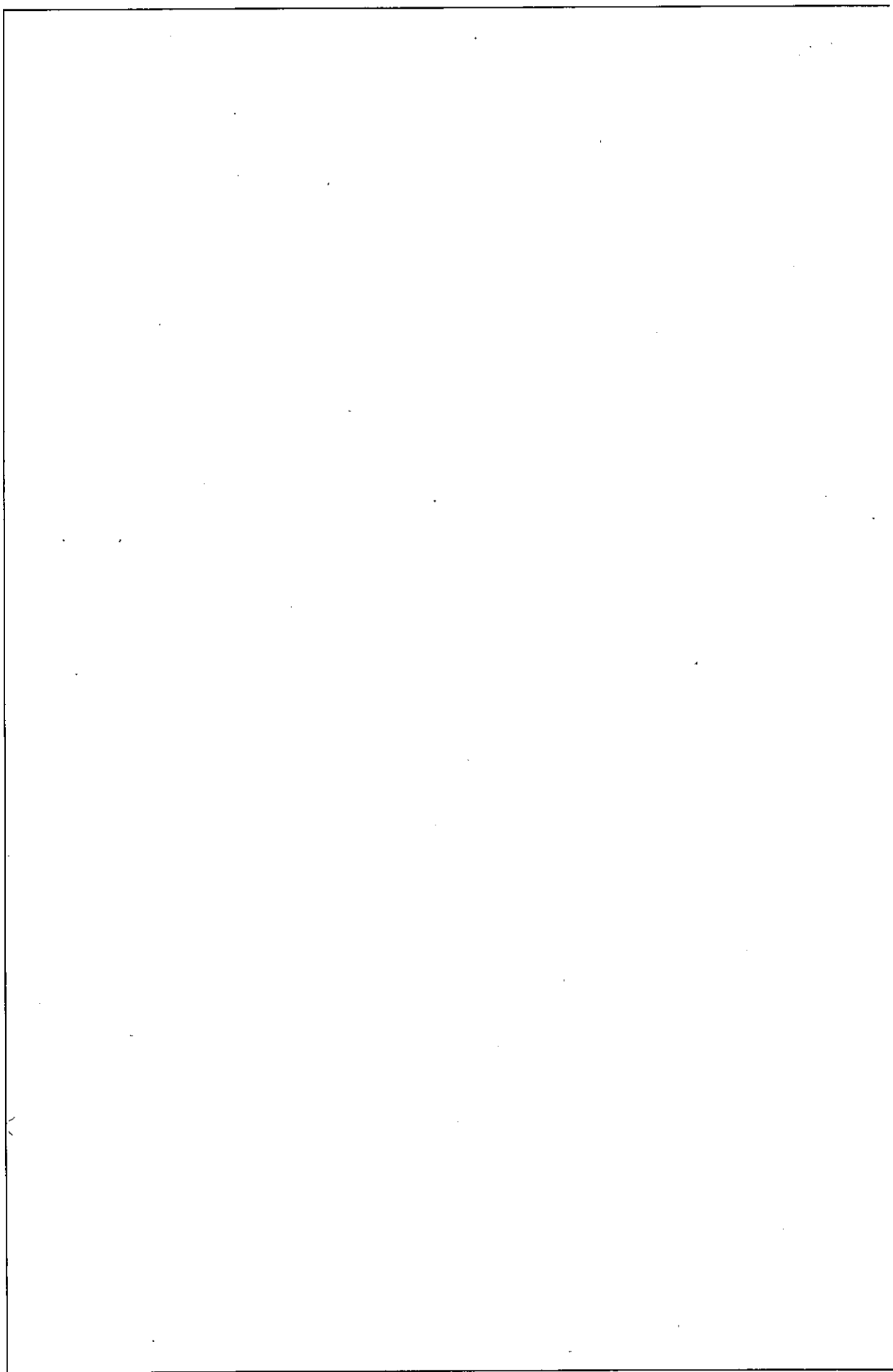
3 及び 4 （略）

附 則

1 から 5 まで （略）

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この

項の追加



場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

8 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

項の追加

項の追加

項の追加

別表第1（第3条、第16条の2、第23条の2関係）

行政職給料表(1) (単位 円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	1から149まで (略)					
再任						

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

項の追加

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

項の追加

12 附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第3項、第4項（第23条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第23条の2第3項の規定の適用については、第23条第3項及び第23条の2第3項中「給料」とあるのは「給料（附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料を含む。）」とし、第23条第4項中「、給料」とあるのは「、給料（附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料を含む。）」とする。

項の追加

13 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

項の追加

別表第1（第3条、第16条の2、第23条の2関係）

行政職給料表(I) (単位 円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用	1から149まで (略)					

字句の改正

用職 員以 外の 職員						
再任 用職 員		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

(単位 円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1から261まで (略)			
再任 用職 員		<u>208,100</u>	<u>222,400</u>	<u>242,600</u>

短時間勤務職員以外の職員						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 198,300	基準給料月額 230,400	基準給料月額 271,000	基準給料月額 313,000	基準給料月額 429,100

項の改正

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2) (単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1 から 261 まで (略)			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 208,100	基準給料月額 222,400	基準給料月額 242,600

字句の改正

項の改正

--	--	--	--	--	--

備考 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の勤務延長に関する経過措置)
- 2 改正後の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第6項から第13項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第4条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月武蔵野市条例第26号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条の2第3項、第23条第2項並びに第23条の2第2項第1号及び第2号の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務

務職 員					
備考	(略)				

職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。